

# アンカーマン通信

## 相続税・贈与税の納税猶予・免除制度 要件や手続きについての無料相談会開催

平成30年1月1日から事業承継税制が大きく変わることをご存知でしょうか。「事業承継税制」は、後継者が非上場会社の株式等を先代経営者等から贈与・相続により取得した際、贈与税・相続税の納税が猶予及び免除される制度です。

### 事業承継税制の内容

- **相続税**・・・現経営者の相続又は遺贈により、後継者が取得した自社株式の相続税が猶予及び免除されます。
- **贈与税**・・・現経営者からの贈与により、後継者が取得した自社株式に対応する贈与税の納税が猶予及び免除されます。

制度内容や  
手続きについて  
お答えします



アンカーマン代表  
和田 直人

### 【具体例】

本税制の適用を受けると、次の例のように大きな効果が期待できます（相続税の場合）。

(後継者Aの納付税額)

自社株式	7億円	→ 後継者Aが取得
その他財産	3億円	→ 非後継者Bが取得
合計	10億円	

(注) 相続人は、子2人(後継者Aと非後継者B)とする。

納税猶予の適用を <b>受けない場合</b>	約2億8,000万円
納税猶予の適用を <b>受ける場合</b>	0(ゼロ)円

(納税猶予税額：2億8000万円)

- 自社は要件を満たすのか…?
- 自社株式の価値が上がり納税額が高額になる…
- 制度を利用したいが手続きがよく分からない…

※上記の自社株式7億円は、発行済議決権株式総数の3分の2部分であるものと想定しています。

60歳以上の経営支援実績をもつ株式会社アンカーマンでは、「事業承継税制」の無料相談会を行います。「事業承継税制」の制度やメリットについて詳しく内容を聞いてみたいという方は、今すぐ下記よりお問い合わせください。

キリトリ

アンカーマンに60分の無料相談を希望する方は、下記をご記入の上、**03-6869-5328** までFAXください。

企業名	お申込者名
電話番号	メールアドレス
ご希望の内容を <input checked="" type="checkbox"/> してください	<input type="checkbox"/> 弊社東京オフィスでの60分の無料相談会を希望する 希望日・・・( 9/20、9/25、9/26 ) ※ご希望の日程に○をお書きください。 <input type="checkbox"/> 「事業承継税制」に興味があるので詳しく話を聞いてみたい

